



国民健康保険(国保)についてのお知らせ



～国保の安定した運営のため、ご理解とご協力をお願いします～

令和8年度国民健康保険税率



今年度の税率変更のポイント

- ・法令の改正に伴い、課税限度額を見直しました。
- ・岐阜県から示された標準保険料率(一定の方式で算定した笠松町の標準的な保険料率)を参考に保険税率の改正を行いました。
- ・応能・応益(注1)の割合を考慮し、均等割額・平等割額の改正を行いました。
- ・「子ども・子育て支援納付金分」が創設されました。

国民健康保険税(年間)			令和7年度	令和8年度
医療給付費分	所得割額	基準総所得金額に乘ずる率	7.69%	7.49%
	均等割額	加入者1人につき	33,100円	32,800円
	平等割額	1世帯につき	22,600円	22,100円
	課税限度額		660,000円	670,000円
後期高齢者支援金等分	所得割額	基準総所得金額に乘ずる率	2.85%	2.80%
	均等割額	加入者1人につき	12,100円	12,200円
	平等割額	1世帯につき	8,300円	8,200円
	課税限度額		260,000円	260,000円
介護納付金分	所得割額	基準総所得金額に乘ずる率	2.30%	2.31%
	均等割額	加入者1人につき	11,800円	11,900円
	平等割額	1世帯につき	6,100円	6,000円
	課税限度額		170,000円	170,000円
子ども・子育て支援納付金分	所得割額	基準総所得金額に乘ずる率		0.30%
	均等割額	加入者1人につき		1,400円
	均等割額(18歳以上)	加入者1人につき		200円
	平均割額	1世帯につき		900円
	課税限度額			30,000円



新設

(注1) 応能：経済的負担能力に応じたもの(所得割額)
 応益：被保険者数や世帯に応じたもの(均等割額+平等割額)

子ども・子育て支援金制度

令和8年度から開始された「子ども・子育て支援金制度」は、全世代の皆さんから支援金を拠出していただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。この支援金は、児童手当の拡充、育児時短就業給付、妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度、育児期間中の国民年金保険料減免等に活用されます。

国民健康保険では、従来の国民健康保険税(医療分・後期高齢者支援金分・介護分)に子ども・子育て支援納付金分を合算して納付していただくこととなります。

詳しくは、こども家庭庁のホームページをご覧ください。かコールセンターへお問い合わせください。

〈子ども・子育て支援金制度コールセンター〉

☎0120-303-272(受付時間:平日午前9時～午後6時まで(土日祝日を除く))



▲子ども家庭庁
ホームページ

国民健康保険税の軽減制度

世帯主(国保未加入の世帯主を含む)と被保険者、特定同一世帯所属者(注2)の前年中の総所得金額などの合計額が次の軽減基準額に該当する世帯は、均等割額と平等割額が一定割合(7割・5割・2割)軽減されます。

ただし、低所得世帯でも所得申告されていない場合は、軽減の対象となりません。
また、軽減判定所得基準額を引き上げることで、軽減制度を拡充しました。

軽減割合	軽減判定基準額	
	令和7年度	令和8年度
7割軽減	[43万円+B×10万円]以下の世帯	[43万円+B×10万円]以下の世帯
5割軽減	[43万円+(B×10万円)+(30.5万円×A)]以下の世帯	[43万円+(B×10万円)+(31万円×A)]以下の世帯
2割軽減	[43万円+(B×10万円)+(56万円×A)]以下の世帯	[43万円+(B×10万円)+(57万円×A)]以下の世帯
A…世帯の被保険者数 + 特定同一世帯所属者数 B…給与所得を有する者または公的年金等に係る所得を有する者の数から1を引いた数		

(注2) 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度への移行により国保から脱退した方のうち、同じ世帯に国保被保険者がいる方です。ただし、継続して移行時と同じ世帯であることが条件です。

7月中に「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」をお届けします

マイナ保険証をお持ちの方

「資格情報のお知らせ」が届きます

70歳以上の方と令和7年7月以降にマイナ保険証を新規登録された方に送付します。

- ※70歳以上の方は、所得に応じて負担割合が見直されますので、有効期限は毎年7月31日までとなります。期限が切れる前に8月1日からの「資格情報のお知らせ」を送付します。
- ※70歳未満の方の「資格情報のお知らせ」は、記号・番号や負担割合、氏名等の資格情報に変更がない限り有効となり、毎年の更新はありませんので、送付しません。

マイナ保険証をお持ちでない方

「資格確認書」が届きます

マイナンバーカードをお持ちでない方とマイナ保険証の利用登録がお済みでない方に送付します。

- ※有効期限は、毎年7月31日です。有効期限が切れる前に8月1日からの「資格確認書」を送付します。限度額適用認定証が必要な方は、役場窓口で交付申請が必要です。

問住民課 ☎388-1115

マイナンバーカードの2つの有効期限が
みなさんのカードの安全を守ります

デジタル庁
YouTube
チャンネル動画



デジタル庁
ウェブサイト



松波総合病院

関連施設

- まつなみ健康増進クリニック
- 人間ドック・健診センター
- 人工透析センター
- まつなみリサーチパーク(医学研究所)
- 松波総合病院介護老人保健施設
- まつなみ訪問介護ステーション
- まつなみ訪問看護ステーション
- 松波総合病院居宅介護支援事業所
- まつなみケアプラザセンター

☎058-388-0111(代)

<http://www.matsunami-hsp.or.jp>

循環社会に奉仕する

笠松町許可業者 **内田商会**
有限会社

生活系ごみ 事業系ごみ 引越などの粗大ごみ

羽島郡笠松町大池町9番地の1
TEL 058-388-1006
FAX 058-388-0765